

ID: 186

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	平成29年条例第1号		
【基準】			
第12条及び高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の減免)			
第12条 町長は、規則に定める特別な理由があるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
(使用料の減免)			
第12条 条例第12条の規則で定める特別な理由は次のとおりとする。			
(1) 条例第3条第1号に規定する多目的広場の使用について、その使用が公益上必要と認められるとき。			
(2) 条例第3条第1号及び第3号から第7号までに規定する施設の使用について、町長が特に認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日